

一般社団法人日本ソフトウェア科学会運営規程

(2011年5月19日制定)

(2015年1月21日改訂)

(2022年5月19日改訂)

第1章 目的

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ソフトウェア科学会の組織及び運営に関し、定款に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2章 会員の入会基準および会費等

(正会員、学生会員、準会員)

第2条 正会員、学生会員および準会員としての入会希望者は入会申込書に次のことを書いて本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 姓名、生年月日
 - (2) 現住所および通信先
 - (3) 学歴、職業のあらまし
- 2 正会員および学生会員としての入会希望者には、正会員の紹介者1名を必要とする。
- 3 正会員および学生会員は、次の入会金を納めるものとする。
- (1) 正会員 2,000円
 - (2) 学生会員 2,000円
- 4 正会員、学生会員および準会員の納める会費は次の通りとする。
- (1) 正会員 年額 12,000円
 - (2) 学生会員 年額 6,000円
 - (3) 準会員 年額 9,000円

(賛助会員)

第3条 賛助会員としての入会希望者は入会申込書に次のことを書いて本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 個人の場合第2条の1から3までと会費申込口数
 - (2) 法人または団体の場合はその名称、代表者、所在地と会費申込口数
- 2 賛助会員の納める会費は一口につき年間70,000円とする。

(団体会員)

第4条 団体会員としての入会希望者は、入会申込書に法人または団体の名称、代表者および所在地と通信先を書いて本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 団体会員の納める会費は年間 25,000 円とする。

(会誌の配布等)

第5条 会員は本会の開催する学術的会合に参加しまたは所定の手続きにより本会の図書類を利用することができる。

2 会員は本会が刊行する機関誌の頒布を受ける。

3 会員は本会への希望または意見を理事会に申し出てその審議を求めることができる。

(大会費の納付の扱い)

第6条 正会員、学生会員、準会員、賛助会員および団体会員は定められた会費を毎年前納しなければならない。

第3章 役員および職員

(理事長の職務)

第7条 理事長は、代表理事として、本会を代表し、その業務を執行する。

(副理事長の職務及び分掌)

第8条 副理事長は、業務執行理事として理事長を補佐する。具体的な業務内容は理事会において定める。

(理事の職務及び分掌)

第9条 理事長および副理事長以外の理事は、業務執行理事として、本会の業務を分掌する。具体的な業務内容は理事会において定める。

(監事の職務)

第10条 監事は、定款に定める職務を行う。

(役員会)

第11条 本会に役員会を置く

2 役員会は、すべての理事及び監事をもって構成する。

3 役員会の議長は理事長とする。

4 役員会は理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

5 役員会の決議は、出席理事の過半数をもって行う。

- 6 役員会は、前各号にかかわらず、別に定める「メール会議規程」により行うことができる。
- 7 役員会は、本会の運営に関する事項（法令及び定款により理事会決議が必要とされるものを除く）について決議することができる。
- 8 編集委員長は役員会に出席して意見を述べることができる。

（事務局の職務）

第12条 事務局の職務分掌、組織、職制、待遇、身分は、役員会が定める。

第4章 委員会、評議員

（委員会等の設置・廃止）

第13条 委員会等の設置または廃止は、役員会の決議により行う。

2 委員会等の組織及び運営は、別に定める当該規程による。

第14条 本会出版物の編集のため編集委員会を設ける。その規程は別に定める。

第15条 本会の催す学術的会合および調査研究活動の企画・調整のため企画委員会を設ける。その規程は別に定める。

（評議員）

第16条 本会に評議員を置く

2 評議員は役員会が正会員または名誉会員から選出し、理事長が委嘱する。

3 評議員の任期は5年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 評議員に、本会にふさわしくない行為のあった場合、又は心身の故障のため職務の執行にたえないと認められる場合、会員資格を失った場合、又は他の特別な理由のある場合には、役員会の議決によりこれを解任することができる。

5 評議員は、評議員会を組織し、役員会の諮問に応じ、また理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

（評議員会）

第17条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、毎年1回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合は、臨時評議員会を招集することができる。

3 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決する。

4 評議員会の議長は理事長とする。

第5章 会合

第18条 本会は次の学術的会合を開く。

- (1) 大会
- (2) 研究会
- (3) 講演会
- (4) 講習会
- (5) その他

第19条 大会、研究会は会員の研究発表討論などを行なう。

第20条 大会は毎年1回、研究会、講演会、講習会は随時開催する。その時と場所は役員会で定める。

第21条 名誉会員、正会員および学生会員は、大会、研究会において研究発表を行なうことができる。

第22条 講習会は、計算機ソフトウェアおよびそれに関連する事柄で、有益とみとめられるものにつき随時行ない、一般に公開する。

第23条 講演会は会員または一般の希望を酌んで随時適当な題目について行ない一般に公開する。

第6章 出版物

第24条 本会は次のものを出版する。

- (1) 学会誌
- (2) その他の図書

第25条 学会誌には主として会員による研究記事を掲載して3箇月ごとに発行する。本誌は会員に無償配布する。ただし会費を前納しない会員を除く。

第26条 名誉会員、正会員および学生会員は、学会誌に発表するため、研究記事を本会に寄稿することができる。

第7章 雑則

(規程の制定と改廃)

第27条 本規程で別に定めるもののほか、本規程の施行に必要な規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て定める。

附則

1. 本規程の改廃は、第2条から第5条までは理事会および社員総会の決議により、これ以外は理事会の決議により実施する。
2. 本規程は、一般社団法人日本ソフトウェア科学会設立の登記の日から施行する。

以上